

くらし・環境部  
事務事業及び予算の執行実績

- ・ 政策管理局
- ・ 県民生活局
- ・ 建築住宅局
- ・ 環境局

## 目 次

### I 部の総括等

#### 1 くらし・環境部の施策等の概要

### II 局別調書

#### 1 政策管理局

#### 2 県民生活局

#### 3 建築住宅局

#### 4 環境局

### III 歳入歳出予算執行状況調

#### 1 一般会計

#### 2 県営住宅事業特別会計

## くらし・環境部の施策等の概要

### 1 施策概要

くらし・環境部では、「富国有徳の美しい“ふじのくに”づくり～静岡県をDreams come true in Japanの拠点に～」の基本理念の下、「くらし」「住まい」「環境」といった県民生活に身近な分野の施策を一体的、効果的に実施した。

#### (1) 「命」を守る安全な地域づくり

##### ア 防災・減災対策の強化

想定される巨大地震による建築物等の倒壊から、県民の生命と財産を守るため、「静岡県耐震改修促進計画」に基づき、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、住宅・建築物の耐震化等を総合的に推進した。

住宅の耐震化については、県民だよりや市町広報紙等により、耐震化の必要性と支援制度を周知するとともに、市町と連携したダイレクトメールの発送と戸別訪問などにより、高齢者世帯等を中心に啓発活動を実施した。あわせて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により重要性が高まった、地震発生後の在宅避難を可能とする耐震補強への助成額割増し対象世帯を拡充し、その普及を図った。

令和3年度の耐震補強助成実績は574戸と、令和2年度の730戸を下回った一方、耐震性が不足する住宅の建替えを促進する建替助成事業の実績は160戸と、令和2年度から3割増であった。

ブロック塀等の安全対策については、平成30年6月の大阪府北部の地震におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえて、強化した助成制度の周知を継続した結果、ブロック塀等耐震化事業の助成実績は1,006戸と、順調に推移し、制度強化前の平成29年度比で約3倍の活用があった。

「住宅の耐震化率」は89.3%（平成30年）であり、目標の95%に向けて更なる取組を進めるとともに、耐震診断結果報告義務化対象の大規模建築物や、避難路沿道建築物の耐震化等を、引き続き推進していく。

##### イ 安全な生活と交通の確保

官民協働による犯罪に強い社会づくりのため、「静岡県防犯まちづくり条例」、「第4次ふじのくに防犯まちづくり行動計画」及び「静岡県再犯防止推進計画」に基づき、関係機関と連携して、犯罪の更なる減少を図る施策を実施した。この結果、令和3年における刑法犯認知件数は14,440件となり、目標である20,000件以下を、平成30年から4年連続で達成した。

また、犯罪被害者を支援するため、「静岡県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、各種施策を実施するとともに、「静岡県性暴力被害者支援センターSORA」を運営し、性暴力被害者の心身の健康回復と、被害の潜在化の防止に取り組んだ。

交通事故防止対策については、「第11次静岡県交通安全計画」に基づき、関係機関・団体等と連携して交通安全運動等を実施した結果、令和3年における交通事故死者数は89人と、前年に比べ19人減少し、交通人身事故件数は19,382件と、前年に比べ1,285件減少した。

今後も、本計画の目標である「交通事故死者数 80 人以下、人身事故発生件数 15,000 件以下」の達成に向けて、高齢者事故防止対策及び自転車事故防止対策を中心に、交通事故防止対策を推進していく。

さらに、安全な消費生活を確保するため、「第 3 次静岡県消費者行政推進基本計画」及び「第 2 次静岡県消費者教育推進計画」に基づき、消費者教育の推進、消費生活相談、事業者指導により、消費者被害の防止と救済に取り組んだ。

しかしながら、悪質商法の手口はますます巧妙化しており、新たな手口による消費者被害などに適切に対応していく必要があるため、令和 3 年度末に両計画を統合して策定した「静岡県消費者基本計画」（令和 4 年度から 7 年度）に基づき、今後も警察や市町と連携し、不当取引行為防止に向けた効果的な事業者指導を、実施していく。

あわせて、消費生活相談窓口の機能強化等による高齢者の見守り体制の強化や、成年年齢の引下げに伴う、若年層の消費者被害を未然に防ぐ消費者教育の充実に努める。

## (2) 誰もが活躍できる社会の実現

### ア 活躍しやすい環境の整備と働き方改革

ジェンダー平等の推進による誰もが幸せを実感できる社会の実現を基本目標として、令和 3 年度から開始した、「第 3 次静岡県男女共同参画基本計画」に基づき、「静岡県男女共同参画センター あざれあ」を拠点として、県内各地で施策を推進した。

加えて、「笑顔になるまで寄り添いたい」のメッセージの下、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、困難を抱える県内の女性を県庁一丸となって支援する取組を推進するとともに、令和 3 年 6 月からは、相談の増加等に対応するため、電話相談体制について、拡充を図った。

今後も市町、「しずおか男女共同参画推進会議」、「ふじのくに女性活躍応援会議」、男女共同参画社会づくり宣言事業所・団体等との連携・協働により、男女共同参画社会の実現に向けた一層の意識改革や、あらゆる分野において女性が活躍できる環境整備に取り組んでいく。

また、地域における多様な主体による協働の推進を図るため、県民参加の受け皿として重要な役割を果たす NPO の基盤強化や、NPO 等の活動を支援する市民活動センターの機能強化に取り組むとともに、市民活動センターとの情報交換等により、NPO の課題やニーズを把握した。

今後も、市民活動センターや NPO のニーズを把握し、より効果的な支援を行うことで、社会貢献活動のすそ野の更なる拡大を図っていく。

### イ 誰もが理解し合える共生社会の実現

外国人県民と日本人県民とが、互いの文化や生活習慣に関する理解を深め、外国人県民も安心して生活を送り、活躍できる環境を整備するために、「ふじのくに多文化共生推進基本計画」に基づき、多文化共生意識普及のための出前講座等の実施、外国人県民への多言語及び「やさしい日本語」による情報提供を行った。また「静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ」を運営し、外国人県民からの生活上の相談に、多言語で対応している。あわせて、外国人県民も県政情報に容易にアクセスできるよう、外国人県民の生活に関わる情報を集約して発信する「静岡県多言語情報ポータルサイト【かめりあ①】」を、令和 3 年 9 月に新設した。

多文化共生推進本部プロジェクトチームにより、部局横断的な課題に、柔軟かつ迅速に取り組む、多文化共生施策の強化、充実に努めた。プロジェクトチームでは、共通テーマとして「言葉

の壁のない静岡県」を掲げ、「やさしい日本語」の普及に加え、「静岡県地域日本語教育推進方針」に基づき、日本語能力が十分でない外国人県民が、生活に必要な日本語能力を身に付けられるよう、地域における日本語教育を総合的に推進する体制の構築を進めた。

今後も、静岡県内に居住する外国人及び日本人が、相互に理解し合い、誰一人取り残されることなく、安心して快適に暮らし、能力を発揮することができる多文化共生社会の実現に向けて、「ふじのくに多文化共生推進基本計画」に基づいた施策を着実に実施する。

多様な性のあり方への無理解や偏見による差別を解消し、性的指向や性自認にかかわらず誰もが活躍できる社会を実現するため、性の多様性理解に関する啓発研修や図書館巡回展の開催、ホームページによる情報提供等を通じて、県民理解の促進を図るとともに、困難な状況に陥りやすい性的マイノリティや、その家族等を支援する専門相談及び当事者交流会を実施した。

今後も、性的マイノリティが抱える生きづらさや生活の様々な場面での困難を解消していくため、性の多様性に関する一層の県民理解の促進と、困難を抱える人への支援に取り組んでいく。

また、住む人も訪れる人も快適に安心して過ごせる地域づくりを進めるため、「第5次ふじのくにユニバーサルデザイン行動計画」に基づき、ユニバーサルデザインの理念普及や、県民の理解向上に努めた。

令和3年度に策定した「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」（令和4年度から令和7年度）に基づき、引き続き、心のUDを促進する講座の実施及びユニバーサルデザインの先進的な取組や魅力的なサービス等の情報発信により、相手の立場に立って思いやりのある行動ができる心のUDの視点を、重点として展開していく。

新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷や、差別的対応など人権が脅かされる事例が問題となっている中、『静岡県新型コロナウイルスに係る「STOP！誹謗中傷」アクション』に基づき、庁内関係課と連携して誹謗中傷等の未然防止等に取り組んだ。

### (3) 多彩なライフスタイルの提案

#### ア 魅力的なライフスタイルの創出

コロナ禍により人々のライフスタイルが変化する中、新たな働き方など新しい生活様式に対応した住まいづくりが、求められている。豊かで広い暮らし空間を実現するため、「豊かな暮らし空間創生事業」、「仕事のある住まい」、「空き家の利活用」の3つの事業に取り組んだ。

「豊かな暮らし空間創生事業」では、生活空間が広い、敷地内の緑化の充実など、一定の条件を満たした住宅について、令和3年度は46区画認定し、豊かな暮らし空間の実現を推進した。

「仕事のある住まい」では、テレワーク対応リフォーム補助により、住まいにおけるテレワークの実装の促進を図った。

また、静岡らしい自然豊かでゆとりある職住一体の住まい「プラス〇の住まい」についてロゴマークを作成し、「プラス〇の住まい」の普及・啓発を図るとともに、静岡文化芸術大学と連携して住まい方の研究を進め、令和3年度は県内6地域を調査の上、それぞれの魅力ある住まい方の提案をいただいた。今後はそのアイデアを専用サイトやパンフレットで紹介していく。

「空き家の利活用」では、所有者等の多様な相談ニーズに対応するため、市町や民間団体と連携し、県内7か所でワンストップ相談会を開催したほか、県外居住者向けにオンライン相談会を、3回開催した。また、広くて優良な住宅の利活用を促進させるため、県版空き家バンクの創設や、バンク登録空き家への住み替え支援として、建物状況調査や移転費の補助制度の創設に向け、準

備をしている。

あわせて、建築基準法に基づく建築確認審査・検査等の公正かつ適確な実施に努め、建築物等の強さ、防火などの安全性等の確保に取り組んだ。

県営住宅については、「県営住宅再生計画」に基づき、建替え、居住改善等の多様な手法により整備を進めている。令和3年度は、3団地230戸の建替事業に着手した。

特に少子高齢化の進展等を踏まえ、子育て世帯や高齢者、障害者を含む住宅困窮者に公営住宅を的確に供給していくため、ユニバーサルデザインに配慮した住みやすい住宅など、多様なニーズに対応した住宅の整備を図るとともに、低炭素・循環型社会の実現に向けて、県営住宅の省エネルギー対策等を進めていく。

静岡県緑化推進計画に基づき、「花と緑が織り成す美しい庭園県・しずおか」を目指し、(公財)静岡県グリーンバンクが県民参加で行う環境緑化事業に支援したほか、地域の緑化コーディネーターを養成する講座や、住民参加による園庭・校庭等への芝生化支援を行った。

今後も、(公財)静岡県グリーンバンクと連携するとともに、静岡県芝草研究所による研究調査と普及啓発を進め、適切に管理された芝生地拡大に取り組んでいく。

さらに、移住・定住を促進するため、コロナ禍においても移住者の相談に対応するオンライン移住相談会の開催、「移住・就業支援金制度」のPR、動画等を活用した情報発信に加え、令和3年度は、「“ふじのくにに住みかえる”静岡県移住相談センター」の静岡窓口(静岡県庁内)に新たに移住コーディネーターを設置して、相談体制を充実するとともに、LINEの活用等による更なる情報発信の強化に取り組んだ。

このような取組を通し、令和3年度は、移住相談窓口等を利用した県外からの移住者数が1,868人、移住相談件数が11,641件と、いずれも過去最高となった。

今後も、SNSを活用した情報発信やオンラインを活用した相談対応など、移住希望者のニーズに合わせた取組を強化していく。

## イ 持続可能な社会の形成

改定版「ふじのくに地球温暖化対策実行計画」(緩和策)に基づき、県民運動「ふじのくにCOOLチャレンジ」や、環境マネジメントシステムの導入支援等を実施した。令和4年3月に2050年までの脱炭素社会の実現を目指す「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」を策定したほか、「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」(適応策)に基づき、普及啓発や県気候変動適応センターによる情報提供等を実施した。

さらに、環境学習に関する情報発信等による学習機会の確保や、環境教育・環境学習に取り組む各主体の協働の促進に取り組んだほか、環境保全と経済成長の好循環の実現に向け、県内中小企業等を対象とするセミナーや、優良事例を表彰するビジネスアワードを開催し、県内における環境ビジネスの普及・拡大を図った。

引き続き、持続可能な社会の構築に向け、気候変動対策を推進するとともに、環境教育・環境学習の充実、環境ビジネスの振興を促進するため、情報発信や普及啓発事業に取り組んでいく。

また、「第3次静岡県循環型社会形成計画」の目標達成に向け、県民総参加で3Rを推進するため、地球規模での海洋汚染が懸念される、海洋プラスチックごみの防止を目指した「6R県民運動」をはじめとしたごみの発生抑制等に取り組んだほか、産業廃棄物の適正処理の推進のため、処理業者の監視・立入検査、排出事業者を対象とした研修会、PCB廃棄物の行政代執行等を実

施した。なお、「第3次静岡県循環型社会形成計画」の計画期間は、令和3年度をもって満了となることから、その進捗状況を分析しつつ新たな課題に対応するため、令和4年3月に「第4次静岡県循環型社会形成計画」を策定した。

不法投棄対策では、監視・パトロールに加え、「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を締結する関係団体と連携して、不法投棄の撲滅に向けて取り組んだ。

今後も、不法投棄の撲滅に向けて、未然防止や早期発見対策に取り組み、生活環境の保全と不法投棄を許さない地域環境づくりを目指して、県民、事業者、その他団体との連携による県民総ぐるみの監視体制を構築していく。

快適な暮らしの基盤である大気、水等の生活環境の保全については、工場や事業所の監視指導、大気環境の常時監視、水質調査、化学物質の適正管理の推進等に取り組んだ。

また、静岡・山梨両県で富士川の豊かな水環境の保全に係る覚書を締結するとともに、両県及び国土交通省が連携して、富士川水系の水質等の調査を実施した。

生活環境や自然環境等に影響を及ぼすおそれのある大規模開発事業については、環境影響評価法又は静岡県環境影響評価条例に基づく手続を通じて、事業者へ環境影響の回避又は低減を求めた。

引き続き、良好な生活環境等を維持していくため、大気汚染や水質汚濁の防止、環境影響評価制度による環境保全等に取り組んでいく。

健全な水循環の確保と継承に向けて、天候や河川の流況に応じた早期の節水対策等の水資源の利用調整に取り組み、農業用水や生活用水等の利用への影響を回避した。

今後も、関係者間の調整による水資源の確保や、広域連携の推進等による水道事業の基盤強化に取り組んでいく。

リニア中央新幹線整備については、トンネル工事により、大井川の貴重な水資源と世界が認める南アルプスの豊かな自然環境が、失われることにならないよう取り組んだ。

引き続き、大井川の水資源利用と南アルプスの環境保全に関する県民の懸念・不安が払拭されるよう、JR東海との対話を進めていく。

#### (4) “ふじのくに”の魅力の向上と発信

##### ア 文化芸術の振興

富士山を適切に保存管理し、後世へ継承するため、「富士山憲章」に基づき、富士山の環境保全対策に取り組んだ。

環境負荷の軽減に向けては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮したうえで、清掃活動や環境保全活動に対する助成等を実施した。

また、環境保全団体や企業、行政等で構成された「ふじさんネットワーク」の活動を積極的に支援することで、環境保全意識の高揚を図るとともに、外来植物の除去を実施した。

今後も、県民・企業・NPO等との協働による環境保全活動を通じ、富士山への関心と理解を高めていく。

##### イ 美しい景観の創造と自然との共生

県内における生物多様性の保全に関する基本指針である「ふじのくに生物多様性地域戦略」の普及・啓発を図るため、生物多様性に関するシンポジウムを開催した。

また、外部有識者による「ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議」において、戦略的に掲げる取組の進捗管理を行った。

県内における生物多様性の次世代への継承に向け、「第12次鳥獣保護管理事業計画」に基づく野生動物の保護管理のほか、南アルプスの高山植物の保全に取り組んだ。

生息数の著しい増加により、植生の劣化など生態系に深刻な影響を与えているニホンジカについては、「第二種特定鳥獣管理計画（第4期、平成29年度～令和3年度）」に基づき、個体数の調整に取り組み、過去最多となる14,603頭を捕獲した。

今年度は、令和4年3月に策定した「第13次鳥獣保護管理事業計画」に基づき、引き続き、鳥獣保護の推進や感染症への対応等に取り組むとともに、「第二種特定鳥獣管理計画（第5期、令和4年度～令和8年度）」に基づき、伊豆・富土地域のニホンジカ推定生息頭数の目標を7,000頭にするなど、適正な個体数まで減少させることを目指す。

さらに、コロナ禍においても、県民の自然とのふれあいを推進するため、遊木の森の屋外手洗い場の設計など、自然ふれあい施設における安全な水の供給や、森づくり活動における新型コロナウイルス感染症対策の留意事項をまとめたリーフレットを配布するなど、安全・安心な新しい「森づくり」「自然とのふれあい」の普及に取り組んだ。

今後、コロナ禍で生じた屋外活動への新たなニーズも含め、より多くの県民に自然とふれあう機会を提供するため、自然ふれあい施設の計画的な整備や、多様な層に向けた森づくり活動への参加促進などに取り組んでいく。



## 2 施策体系

(令和3年度決算 単位：円)

富国有徳の「美しい“ふじのくに”」の人づくり・富づくり	
<b>1 命を守る安全な地域づくり</b>	
<b>ア 防災・減災対策の強化</b>	
プロジェクト「TOUKAI-O」総合支援事業費	413,282,323
<b>イ 安全な生活と交通の確保</b>	
防犯まちづくり推進事業費	7,627,667
通学路防犯カメラ設置事業費助成	8,391,000
性暴力被害者支援センター運営事業費	22,796,744
交通安全県民運動事業費	14,104,062
交通安全対策推進事業費	11,117,594
消費者行政総合推進事業費	72,311,034
消費生活関係団体事業費助成	6,290,000
消費者行政強化促進事業費	65,718,065
戦略的エンカール消費推進事業費	5,293,300
賀茂広域消費生活センター運営事業費	7,111,364
県民相談事業費	24,644,294
県民生活センター管理運営費	78,981,194
<b>2 誰もが活躍できる社会の実現</b>	
<b>ア 活躍しやすい環境の整備と働き方改革</b>	
男女共同参画推進事業費	2,647,878
男女共同参画活動支援・協働事業費	11,600,000
あざれあ運営・管理費	126,102,889
あざれあ維持・補修費	89,837,275
女性がもっと活躍できる静岡県づくり事業費	2,070,252
NPO推進事業費	19,526,488
DXによるNPO活動活性化を通じた社会貢献活動促進事業費（新規）	4,740,184
<b>イ 誰もが理解し合える共生社会の実現</b>	
県民国際理解推進費	50,859,673
多文化共生推進事業費	8,237,206
外国人受入環境整備事業費	16,751,328
静岡県まるごと「やさしい日本語」推進事業費	5,226,587
地域日本語教育体制構築事業費	12,698,951
旅券発給事務費	34,591,858
新型コロナに負けない外国人生徒未来応援事業費	7,811,560
県庁発情報提供の多言語化推進事業費（新規）	5,517,600
性の多様性理解等促進事業費	2,869,644
心のUDプラス事業費	7,938,636

### 3 多彩なライフスタイルの提案

#### ア 魅力的なライフスタイルの創出

豊かな暮らし空間創生事業費	207,000
宅地建物等指導費	8,861,905
被災者受入支援応急住宅借上げ事業費	1,733,600
建築指導関連事業費	21,928,134
県営住宅管理費（特会）	3,114,304,976
県営住宅整備費（特会）	3,881,320,055
公債費（特会）	3,884,605,565
住宅ストック活用促進事業費（旧空き家等対策推進事業費）	3,454,962
ふじのくにライフスタイル創出住宅リフォーム事業費助成	195,706,759
グリーンバンク事業費助成	70,000,000
環境関係団体事業費助成	12,580,011
芝生文化創造プロジェクト事業費	6,529,901
園庭・校庭の芝生化推進事業費	1,055,906
ふじのくにに住みかえる事業費	46,561,239
ふじのくにに移住・就業支援事業費	74,245,499

#### イ 持続可能な社会の形成

地球に優しい”ふじのくに”推進事業費	4,271,175
地球温暖化対策推進事業費	22,311,962
気候変動適応推進事業費	3,201,602
環境教育推進事業費	4,626,736
循環型社会形成推進事業費	12,303,926
海洋プラスチックごみ防止事業費	3,995,807
食ロス削減推進事業費	874,998
海岸漂着物等対策事業費助成	50,528,000
産業廃棄物適正処理推進事業費	17,881,860
不法投棄対策事業費	26,509,706
P C B廃棄物適正処理推進関連事業費	377,589,824
ごみ処理広域化・集約化計画策定事業費	3,697,448
水質調査事業費	49,341,923
大気汚染・騒音等防止対策関連事業費	73,427,104
微小粒子状物質（PM2.5）常時監視体制整備事業費	14,116,795
ダイオキシン類等化学物質対策事業費	5,275,952
環境影響評価審査指導費	11,692,725
環境衛生科学研究所運営費	206,445,103
地下水観測・調査事業費	27,883,184
水道施設耐震化等事業費助成	692,210,000
水道広域化推進プラン策定事業費	18,571,270
長島ダム管理費等助成	393,853,155
大井川広域水道企業団出資金	208,525,272
水資源企画調整費	10,631,976

### 4 “ふじのくに”の魅力の向上と発信

#### ア 文化芸術の振興

富士山環境保全推進事業費	12,389,133
--------------	------------

#### イ 美しい景観の創造と自然との共生

静岡の海の生物多様性を育む事業費	41,608,167
野生生物保護管理推進事業費	27,765,307
生物多様性推進事業費	1,436,125
野生鳥獣緊急対策事業費	308,073,771
自然環境保全総合対策事業費	5,471,247
南アルプス関連事業費（新規）	47,886,893
元気な浜名湖づくり推進事業	1,018,046
県民参加の森づくり・緑化推進事業費	2,056,229
自然ふれあい施設管理運営費	128,884,854
県有林管理事業	26,078,540

### 3 職員の概要

(単位：人・歳)

区 分	職 員 数			アの平均年齢	アの健康管理区分									
	一般職員 ア	その他職員 イ	計 ウ		A 勤務休止	B1	B2	C1	C2	D1	D2	D3	未 区 分	計
						勤務時間短縮		時間外制限		平常勤務				
						要 治 療	要 観 察	要 治 療	要 観 察	要 治 療	要 経 過 観 察	医 療 不 要		
くらし・ 環境部 計	254	51	305	41歳 5月			3 (3)		73 (73)	82 (82)	79 (79)	17 (17)	254	

- (注) 1 本表は、本庁勤務職員について、4月1日現在で調製する。
- 2 市町等への派遣職員、臨時職員、会計年度任用職員、兼務職員及び併任職員は「その他職員」欄に記載する。
- 3 専門員は、「一般職員」に含める。
- 4 本年度の健康診断結果が出ていない職員については、前年度の結果を記載し、( )書きで再掲する。
- 5 前年度に市町等へ派遣されていた職員等は、派遣先等の健康診断結果に基づき、該当箇所に記載する。
- 6 警察本部は、「D3」を「区分なし」に変更し、D3の健康管理区分の基準の内容を削除して記載する。